

高根沢町通学路安全プログラム
～通学路等の安全確保に関する取組の方針～

平成26年9月策定

平成27年10月一部改正

令和元年9月一部改正

高根沢町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

町では、平成26年9月に「高根沢町通学路交通安全プログラム」を策定し、関係機関と連携して通学路の安全確保に取り組んできました。

その後、平成30年には、下校中の児童が殺害される事件が発生したことを受けて、関係閣僚会議において「登下校防犯プラン」がとりまとめられたほか、大阪北部地震によりブロック塀が倒壊し、登校中の児童が死亡する事故が発生しました。

また、令和元年には、散歩中の保育園児ら16人が死傷する事故が発生したことを受けて、関係府省から、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の実施が通知されました。

これらの事件・事故等の経緯を踏まえ、本プログラムを「高根沢町通学路安全プログラム」として改訂し、従来の「交通安全」に加え、「防犯」「防災」の観点についても多角的な対策を講じるとともに、「児童生徒の通学路」に加え、「未就学児の集団移動経路」を対象として、これまで以上に、継続的かつ効果的な安全対策の充実に向けて、関係機関と連携して取り組んでまいります。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「高根沢町通学路安全推進会議」を設置します。

- ・高根沢町地域安全課
- ・高根沢町都市整備課
- ・高根沢町教育委員会事務局学校教育課
- ・高根沢町教育委員会事務局こどもみらい課
- ・栃木県警察さくら警察署
- ・栃木県矢板土木事務所
- ・国土交通省宇都宮国道事務所

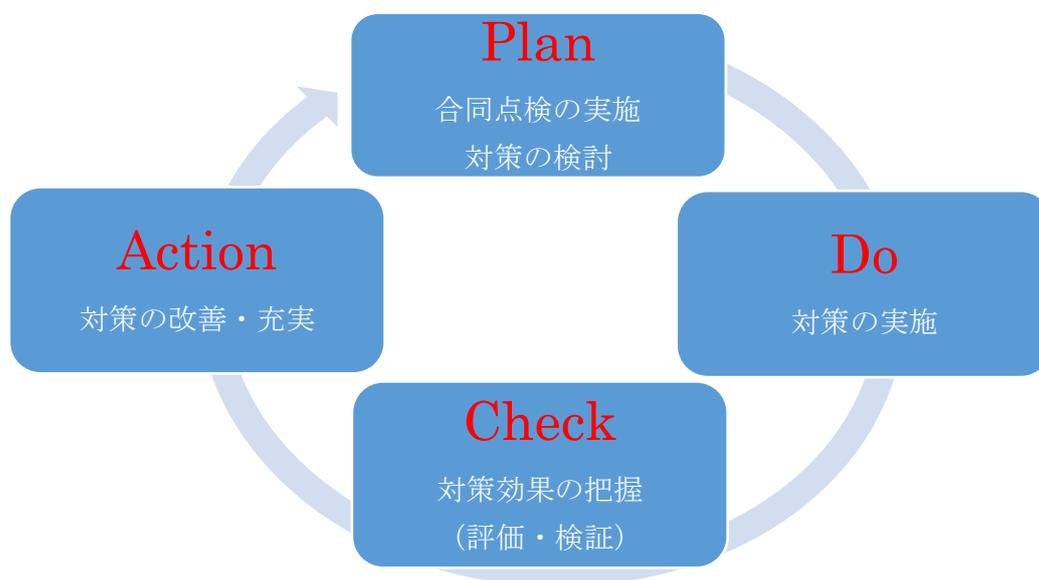
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

児童及び生徒の通学路並びに未就学児の集団移動経路（以下「通学路等」という。）の安全を確保するため、合同点検を継続して実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路等の安全性の向上を図っていきます。

【通学路等安全確保のためのP D C Aサイクル】



(2) 危険箇所の把握

○危険箇所の把握方法

- ・通学路等における交通安全、防犯及び防災に係る危険箇所（以下「危険箇所」という。）の調査を実施します。

（学校等へ依頼、調査サイクルは3年とします。ただし、緊急的に対策を講じなくてはならないものについては、その都度調査を実施します。）

- ・地域住民、自治会、一般ドライバー等からの危険箇所の連絡を関係機関で随時受付けます。

(3) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・町、町教育委員会、学校、道路管理者、警察等が参加する合同点検を行います。

(4) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、カラー舗装、注意喚起看板、横断歩道・信号機設置等のハード対策や、交通規制、各学校での指導、交通安全教育等のソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(5) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(6) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、安全が確保されたのか等を確認するため、学校、保護者等への聞き取りアンケートを実施するなど、手法の検討とともに対策効果の把握に努めます。

(7) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

4. 箇所図、箇所一覧の公表

- ・点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。